

民 生

◎ 戸籍・住民

住民基本台帳事務については、昭和56年にバッチシステムによる電算処理を導入、次いで昭和62年にオンラインシステムによる即時処理を開始した。平成14年2月には機器の更新を行い新システムへ移行した。また、同年8月からは、住民基本台帳ネットワークシステムが稼働し、平成15年8月には住民基本台帳カードの発行等の第2次サービスが開始された。平成24年7月には外国人住民が新たに住民基本台帳制度の対象となった。

戸籍事務については、平成14年9月に戸籍情報を電算処理する戸籍総合情報システムが稼働した。

また、平成18年3月には、旧6町の除籍及び改製原戸籍（電算による平成改製原戸籍を除く）を導入しこれにより、戸籍等の検索時間が短縮されるとともに、本籍が呉市のどこであっても、市民窓口課及び全ての市民センター窓口で証明書の交付が可能になる等、利便性の向上が図られた。

令和6年3月から戸籍法の一部改正により、戸籍システムの事務内連携が運用開始となり、戸籍届出の際の戸籍謄本の添付省略や広域交付による全国の戸籍証明書の取得が可能となった。

なお、下蒲刈町、川尻町、音戸町、倉橋町、蒲刈町、安浦町、豊浜町及び豊町との合併に際しては、両事務とも呉市の電算システムに統合を行った。

1 人口登録数

(単位：人、世帯)

区 分		年 度	R 5			R 6		
			本 庁	市民センター	計	本 庁	市民センター	計
人 口	日 本 人	男	22,409	74,075	96,484	21,936	72,391	94,327
		女	23,145	80,251	103,396	22,686	78,484	101,170
		計	45,554	154,326	199,880	44,622	150,875	195,497
	外 国 人	男	256	1,791	2,047	303	1,985	2,288
		女	304	1,318	1,622	312	1,384	1,696
		計	560	3,109	3,669	615	3,369	3,984
世 帯 数	日本人		25,498	76,831	102,329	25,128	75,942	101,070
	外国人		344	2,143	2,487	399	2,369	2,768
	混 合		119	321	440	120	324	444
	合 計		25,961	79,295	105,256	25,647	78,635	104,282

2 各種証明取扱件数

(単位：件)

区 分		本 庁			市民センター 他			計		
		有料	無料	計	有料	無料	計	有料	無料	計
令 和 5 年 度	戸籍関係	53,096	34,251	87,347	38,282	252	38,534	91,378	34,503	125,881
	住民票関係	35,723	21,722	57,445	55,642	719	56,361	91,365	22,441	113,806
	印鑑証明	12,603	39	12,642	35,346	87	35,433	47,949	126	48,075
	身分証明	1,318	0	1,318	670	0	670	1,988	0	1,988
	その他	1,051	222	1,273	152	0	152	1,203	222	1,425
	計	103,791	56,234	160,025	130,092	1,058	131,150	233,883	57,292	291,175
令 和 6 年 度	戸籍関係	45,322	41,399	86,721	36,808	287	37,095	82,130	41,686	123,816
	住民票関係	36,567	19,954	56,521	55,591	681	56,272	92,158	20,635	112,793
	印鑑証明	12,226	35	12,261	35,641	112	35,753	47,867	147	48,014
	身分証明	1,361	0	1,361	759	0	759	2,120	0	2,120
	その他	1,045	268	1,313	116	2	118	1,161	270	1,431
	計	96,521	61,656	158,177	128,915	1,082	129,997	225,436	62,738	288,174

※ その他は火葬許可証交付証明、臨時運行許可、各種行政証明

3 各種事務受理件数

区分		年度						
		30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
戸	出生	2,183	2,107	1,925	1,769	1,799	1,578	1,545
	死亡	4,524	4,525	4,415	4,811	4,850	5,022	5,313
	婚姻	2,614	2,902	2,450	2,386	2,283	2,214	2,286
	離婚	603	575	542	504	535	535	528
	転籍	944	1,025	843	784	759	698	584
	認知	39	40	38	45	49	44	52
籍	養子縁組	183	227	194	186	180	151	188
	養子離縁	63	34	71	46	51	59	68
	入籍	462	463	452	408	450	382	365
	分籍	53	51	42	42	49	55	50
	その他	731	716	744	609	648	579	590
	計	12,399	12,665	11,716	11,590	11,653	11,317	11,569

◎ 保険・年金

1 国民健康保険

国民健康保険事業は、国民皆保険の中心的制度として、広く市民の健康保持に貢献している。

今後、少子高齢化が加速する中、県と市町が共同で制度を運営することにより、事務の効率化、標準化、広域化を推進し、医療制度の安定化を目指す。

(1) 沿革

昭	32.	11.	1	国民健康保険事業開始	初診を給付
	38.	10.	1	世帯主（準世帯主を含む）	7割給付
	42.	1.	1	全員	7割給付
	48.	1.	1	老人医療費支給制度を	実施
		4.	1	韓国・朝鮮の国籍を有する者	を被保険者とする
	49.	7.	1	高額療養費制度を	実施
	58.	2.	1	老人保健制度を	実施
	59.	4.	1	全外国人を	被保険者とする
		10.	1	退職者医療制度を	実施
平	20.	4.	1	老人保健制度から後期高齢者医療制度へ	移行
	30.	4.	1	県単位化を	開始

(2) 加入世帯数及び被保険者数

(年間平均)

年度	世帯数			人口		
	全市 (世帯)	国保加入世帯数 (世帯)	加入率 (%)	全市 (人)	被保険者数 (人)	加入率 (%)
R 2	109,164	28,195	25.8	218,838	40,830	18.7
R 3	107,775	27,647	25.7	214,410	39,634	18.5
R 4	106,722	26,456	24.8	210,195	37,493	17.8
R 5	104,860	25,101	23.9	204,785	35,043	17.1
R 6	105,088	23,794	22.6	202,187	32,793	16.2

(3) 保険料及び保険税賦課状況

ア 医療保険分

(ア) 賦課状況

応能割	47% (R4)	応益割	53% (R4)
	46% (R5)		54% (R5)
	45% (R6)		55% (R6)

(イ) 料率

年度	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
R 2	7.60	24,600	21,480
R 3	7.40	25,560	20,400
R 4	7.10	26,640	19,680
R 5	7.15	28,320	19,680
R 6	7.60	30,960	20,040

(ウ) 保険料及び保険税負担の推移

(単位：円，%)

年度	現 年 分			1人当たり 保 険 料	1世帯当たり 保 険 料
	調 定 額	収 納 額	収納率		
R 2	2,549,826,418	2,451,943,537	96.16	62,450	90,435
R 3	2,444,012,492	2,359,682,473	96.55	61,665	88,401
R 4	2,268,599,345	2,187,399,944	96.42	60,507	85,750
R 5	2,149,430,736	2,070,903,410	96.35	61,337	85,631
R 6	2,200,226,260	2,103,649,125	95.61	67,094	92,470

(単位：円，%)

年度	滞 納 繰 越 分			最高保険料 (限度額)	最低保険料 (軽減後)
	調 定 額	収 納 額	収納率		
R 2	169,038,733	74,330,495	43.97	630,000	10,600
R 3	155,181,210	72,777,085	46.90	630,000	10,720
R 4	139,717,929	64,810,567	46.39	650,000	6,940
R 5	134,545,924	58,592,648	43.55	650,000	7,200
R 6	130,048,228	53,988,035	41.51	650,000	7,650

イ 後期支援分

(ア) 賦課状況

応能割	47% (R4)	応益割	53% (R4)
	46% (R5)		54% (R5)
	45% (R6)		55% (R6)

(イ) 料 率

年度	所 得 割 (%)	均 等 割 (円)	平 等 割 (円)
R 2	2.95	9,240	8,160
R 3	2.80	9,480	7,440
R 4	2.60	9,840	6,960
R 5	2.70	10,680	7,080
R 6	2.75	11,280	7,440

(ウ) 保険料及び保険税負担の推移

(単位：円，%)

年度	現 年 分			1人当たり 保 険 料	1世帯当たり 保 険 料
	調 定 額	収 納 額	収納率		
R 2	962,055,762	924,691,435	96.12	23,562	34,122
R 3	902,250,678	870,829,423	96.52	22,765	32,635
R 4	821,037,345	791,396,118	96.39	21,898	31,034
R 5	800,952,394	771,554,387	96.33	22,856	31,909
R 6	801,471,060	766,306,960	95.61	24,440	33,684

(単位：円，%)

年度	滞 納 繰 越 分			最高保険料 (限度額)	最低保険料 (軽減後)
	調 定 額	収 納 額	収納率		
R 2	67,123,071	29,713,350	44.27	190,000	3,990
R 3	59,215,645	28,071,740	47.41	190,000	3,950
R 4	51,744,430	24,468,387	47.29	200,000	2,520
R 5	48,737,353	21,558,777	44.23	220,000	2,660
R 6	47,532,488	20,066,651	42.22	240,000	2,800

ウ 介護保険分

(ア) 賦課状況

応能割	47% (R4)	応益割	53% (R4)
	46% (R5)		54% (R5)
	45% (R6)		55% (R6)

(イ) 料 率

年度	所 得 割 (%)	均 等 割 (円)	平 等 割 (円)
R 2	2.60	9,120	5,880
R 3	2.50	9,360	5,640
R 4	2.30	9,840	5,400
R 5	2.20	10,320	5,280
R 6	2.25	10,320	5,280

(ウ) 保険料及び保険税負担の推移 (単位：円, %)

年度	現 年 分			1人当たり 保 険 料
	調 定 額	収 納 額	収納率	
R 2	263,380,520	247,277,671	93.89	23,285
R 3	251,598,050	237,800,427	94.52	22,821
R 4	237,886,060	224,241,095	94.26	22,008
R 5	225,524,450	213,331,670	94.59	21,438
R 6	225,693,280	211,749,611	93.82	22,081

(単位：円, %)

年度	滞 納 繰 越 分			最高保険料 (限度額)	最低保険料 (軽減後)
	調 定 額	収 納 額	収納率		
R 2	27,028,262	11,868,909	43.91	170,000	4,500
R 3	24,739,369	12,133,644	49.05	170,000	4,490
R 4	22,369,286	11,205,057	50.09	170,000	4,570
R 5	21,761,543	10,041,226	46.14	170,000	4,680
R 6	20,612,573	8,821,589	42.80	170,000	4,680

(4) 給付状況

ア 療養の給付

(単位：円)

年度	療養給付費		療養費		療養諸費	
	件数	保険者負担額	件数	保険者負担額	件数	保険者負担額
R 2	757,403	13,908,160,308	13,386	91,600,071	770,789	13,999,760,379
R 3	761,250	14,178,549,524	13,356	83,993,926	774,606	14,262,543,450
R 4	728,333	13,538,154,918	12,125	76,321,137	740,458	13,614,476,055
R 5	690,476	12,975,754,804	11,732	76,704,905	702,208	13,052,459,709
R 6	646,377	12,080,667,253	10,909	72,034,680	657,286	12,152,701,933

イ 診療費諸率

年度	1人当たり費用額	1人当たり費用額 対前年比	1件当たり費用額	1人当たり受診回数
R 2	365,335	98.03	30,528	11.97
R 3	386,190	103.62	31,126	12.41
R 4	389,391	100.83	31,074	12.53
R 5	398,688	102.39	31,448	12.68
R 6	395,537	99.21	31,342	12.62

ウ その他の給付

(単位：円)

年度	出産育児一時金			葬祭費			合計	
	単価	件数	給付額	単価	件数	給付額	件数	給付額
R 2	404,000	5	2,020,000	30,000	280	8,400,000	346	36,040,000
	420,000	61	25,620,000					
R 3	404,000	6	2,424,000	30,000	316	9,480,000	393	41,724,000
	420,000	71	29,820,000					
R 4	408,000	6	2,448,000	30,000	308	9,240,000	363	32,268,000
	420,000	49	20,580,000					
R 5	404,000	1	19,068,000	30,000	266	7,980,000	306	27,048,000
	408,000	2						
	488,000	1						
	420,000	8						
R 6	500,000	28	26,347,431	30,000	256	7,680,000	309	34,156,000
	488,000	2						
	500,000	51						

エ 高額療養費

(単位：円)

年度	現金支給分		現物支給分	
	件数	支払額	件数	支払額
R 2	20,559	204,169,476	20,039	1,820,872,136
R 3	22,534	354,480,852	18,443	1,728,845,630
R 4	21,102	193,230,190	19,378	1,815,577,146
R 5	20,094	173,388,773	18,755	1,772,227,508
R 6	18,276	158,045,317	18,134	1,701,174,267

(5) 主な給付内容

	こ ん な 時	届出に必要なもの	そ の 給 付
療 養 の 給 付	病気やケガをして、治療を受けた時	届出は必要ありません。マイナ保険証等を保険医療機関へ提示してください（ただし、交通事故等第三者行為の場合は、必ず国保に届け出が必要です。）。	一部負担金の割合 義務教育就学前児童 …………… 2割 義務教育就学後から 70 歳未満 … 3割 70 歳以上 75 歳未満 一定以上所得者 …… 3割 その他の者 …… 2割
療 養 費	やむを得ない事情（旅行中等）でマイナ保険証等を使って診療が受けられなかった時	国民健康保険の記号番号がわかるもの、医療費を支払った領収書、診療報酬明細書（レセプト）の写し、世帯主名義の通帳	かかった費用について国保が審査し、決定した額の 7 割（～8 割）を払い戻します。
	コルセット等の装具を作った時	国民健康保険の記号番号がわかるもの、印鑑、領収書、医師の診断書、装具装着証明書、世帯主名義の通帳	
	柔道整復師の施術を受けた時	施術師に委任してください。	
	マッサージ、はりきゅうの施術を受けた時	施術師に委任してください。必ず医師の同意書が必要です。	
高 額 療 養 費	1 か月あたりの世帯における医療費（一部負担金）の支払額が、自己負担限度額を超えた時 70 歳未満…同一医療機関で 21,000 円以上の支払額が複数ある場合の合計 70 歳以上…すべての医療機関の支払額の合計	国民健康保険の記号番号がわかるもの、印鑑、高額療養費支給対象の医療機関受診状況（又は領収書）、世帯主名義の通帳	1 か月あたりの医療費（一部負担金）の支払額のうち、自己負担限度額を超えた額を支給します。 自己負担限度額は、 70 歳未満…非課税世帯才、課税世帯ア・イ・ウ・エ 70 歳以上…非課税世帯Ⅰ・Ⅱ、一般、現役並みⅠ・Ⅱ・Ⅲ の各区分によって異なります。 ※ ただし、70 歳以上の一般（外来）については、年間の自己負担限度額もあります。
出 産 育 児 一 時 金	被保険者が出産した時（妊娠 85 日以降の死産、流産も含まれます。）	国民健康保険の記号番号がわかるもの、世帯主名義の通帳、母子手帳または出生証明書等出生の事実が確認できるもの 産科医療補償制度対象分娩の場合は、所定の印が押してある出産費用の領収書等、医療機関等との直接支払制度合意文書の写し ※ 直接支払制度を利用して、出産育児一時金の上限を超える場合は、届出の必要はありません。	支給額 50 万円 ※産科医療補償制度に加入されていない医療機関で出産された場合は、48.8 万円を支給
葬 祭 費	被保険者が死亡した時	国民健康保険の記号番号がわかるもの、印鑑、葬祭執行者の通帳、葬祭執行者がわかるもの（火葬許可証等）	葬祭執行者に 3 万円を支給します。

(6) 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

(単位：％，人)

年 度	特定健康診査			特定保健指導		
	実施率	実施者数	健診対象者数	実施率	実施者数	保健指導対象者数
R 2	25.8	8,109	31,425	24.0	212	884
R 3	26.3	7,872	29,914	21.6	193	895
R 4	27.6	7,602	27,592	23.0	190	826
R 5	28.2	7,289	25,808	20.5	168	818
R 6	27.8	6,790	24,409	11.8	85	718

※ 令和6年度は速報値

2 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、急速な高齢化に伴い、老人医療が増大する中、現役世代と高齢者世代の費用負担を明確化し、世代間を通じて公平な制度として、平成18年度に創設され、平成20年4月に運用が始まった。

(1) 沿革

- 昭 48. 1. 1 老人医療費支給制度を実施
 58. 2. 1 老人保健制度を実施
 平 20. 4. 1 後期高齢者医療制度を実施

(2) 加入被保険者数（年度末）

年度	被保険者数（人）
R 2	43,026
R 3	43,751
R 4	45,083
R 5	45,850
R 6	46,452

(3) 保険料

ア 料 率

年度	所得割 (%)	均等割 (円)	限度額 (円)
R 2	8.84	46,451	640,000
R 3	8.84	46,451	640,000
R 4	8.67	45,840	660,000
R 5	8.67	45,840	660,000
R 6	※1 9.63	49,621	※2 800,000

※1 総所得金額等から基礎控除額を引いた金額が58万円以下の被保険者は、8.98%

※2 生年月日が昭和24年3月31日以前または障害認定により資格取得した被保険者は、73万円

イ 収納状況

(単位：円，%)

年度	現 年 分		
	調 定 額	収 納 額	収納率
R 2	3,035,537,322	3,026,047,066	99.69
R 3	3,068,038,870	3,063,333,512	99.85
R 4	3,138,571,033	3,131,412,389	99.77
R 5	3,175,628,024	3,170,582,187	99.84
R 6	3,563,575,971	3,553,149,064	99.71

(単位：円，%)

年度	滞 納 繰 越 分		
	調 定 額	収 納 額	収納率
R 2	18,603,440	8,181,683	43.98
R 3	16,508,677	11,572,495	70.10
R 4	7,530,736	4,690,997	62.29
R 5	8,755,214	5,585,893	63.80
R 6	7,244,440	4,110,300	56.74

3 介護保険

社会の急速な高齢化の進展に伴い、介護を必要とする寝たきりや認知症の高齢者が増加してきており、今後も急速に増大することが見込まれている。また、介護の重度化や期間の長期化が進んできており、一方では、介護を行う家族の高齢化、核家族化による高齢者の同居率の低下などの要因により、家族による介護では十分な対応が困難となってきている。

こうした中、今日、介護問題が社会全体にとって、また国民一人ひとりにとって老後生活の最大の不安要因となり、介護を必要とする状態になっても、自立生活を送ることができるよう、量的にも質的にも十分な介護サービスの基盤整備を進め、介護を社会で支える仕組みの確立が求められ、平成12年4月1日より介護保険法が施行された。

(1) 沿革

平	11.	9.	1	準備要介護認定申請受付開始
	12.	4.	1	介護保険事業開始（呉市介護保険事業計画実施） 第2号被保険者保険料徴収開始
	12.	10.	1	第1号被保険者保険料徴収開始
	15.	4.	1	第2期介護保険事業計画実施
	18.	4.	1	第3期介護保険事業計画実施
	21.	4.	1	第4期介護保険事業計画実施
	24.	4.	1	第5期介護保険事業計画実施
	27.	4.	1	第6期介護保険事業計画実施
	30.	4.	1	第7期介護保険事業計画実施
令	3.	4.	1	第8期介護保険事業計画実施
	6.	4.	1	第9期介護保険事業計画実施

(2) 要介護認定

ア 介護認定審査会

名 称 呉市介護認定審査会
委員数 95人

(委員構成) 保健13人
医療58人（歯科医14名・薬剤師10名を含む。）
福祉24人

合議体数 12（一合議体の定数は5人）

イ 要介護（要支援）認定者数

(令和7年3月31日現在)

	要支援		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
	1	2						
第1号被保険者	3,003	2,471	3,037	1,747	1,409	1,480	1,144	14,291
65歳以上75歳未満	205	214	175	153	86	98	79	1,010
75歳以上	2,798	2,257	2,862	1,594	1,323	1,382	1,065	13,281
第2号被保険者	34	47	35	43	16	18	18	211
総 数	3,037	2,518	3,072	1,790	1,425	1,498	1,162	14,502

(3) 保険料 (65 歳以上の方 : 第 1 号被保険者)

令和 7 年度 介護保険料 (年額) ……基準額 : 66,000 円 (月額 5,500 円)

所得段階	対象者	基準額	割合	保険料額
第 1 段階	生活保護受給者, 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者又は課税年金収入金額(※1)と合計所得金額(※2)の合計が 80.9 万円以下の方	66,000 円	×0.24	15,840 円
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入金額と合計所得金額の合計が 80.9 万円を超え 120 万円以下の方		×0.42	27,720 円
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入金額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える方		×0.65	42,900 円
第 4 段階	世帯の誰かが市民税課税で本人は市民税非課税 (課税年金収入金額と合計所得金額の合計が 80.9 万円以下) の方		×0.75	49,500 円
第 5 段階	世帯の誰かが市民税課税で本人は市民税非課税 (課税年金収入金額と合計所得金額の合計が 80.9 万円超) の方		×1.00	66,000 円
第 6 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 135 万円未満の方		×1.10	72,600 円
第 7 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 135 万円以上 210 万円未満の方		×1.25	82,500 円
第 8 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 210 万円以上 310 万円未満の方		×1.50	99,000 円
第 9 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 310 万円以上 410 万円未満の方		×1.60	105,600 円
第 10 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 410 万円以上 510 万円未満の方		×1.70	112,200 円
第 11 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 510 万円以上 610 万円未満の方		×1.85	122,100 円
第 12 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 610 万円以上 710 万円未満の方		×2.00	132,000 円
第 13 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 710 万円以上 810 万円未満の方		×2.15	141,900 円
第 14 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 810 万円以上の方		×2.30	151,800 円

※1 課税年金収入金額…公的年金等 (遺族・障害年金等の非課税年金を除く) の金額

※2 合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額 (収入の種類により計算方法が異なります。) を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額と公的年金に係る雑所得 (第 1～5 段階のみ) を控除した額を適用。(第 1～5 段階については、平成 30 年度税制改正に伴う所得指標の見直しを反映した金額)

令和元年 10 月 1 日から消費税率が 10% に引き上げられたことに伴い、これを財源とする公費によって、市民税非課税世帯 (第 1～第 3 段階) の人の介護保険料が軽減されています。

(4) 給付状況

ア 施設・居宅サービス給付

(単位 : 人, 円)

年 度	施設サービス給付		居宅サービス等給付	
	受給者数	給付額	受給者数	給付額
R 2	29,913	8,014,753,458	107,956	11,083,457,566
R 3	29,154	7,896,481,898	110,657	11,446,397,640
R 4	28,649	7,770,161,071	111,982	11,600,702,076
R 5	28,760	7,895,020,004	113,546	11,892,811,264
R 6	28,978	8,190,602,819	114,816	11,857,380,551

※ 受給者数は、各月の受給者数の合計

イ その他給付

(単位：円)

年 度	住宅改修・福祉用具購入費	高額介護サービス費
R 2	149,878,780	494,509,289
R 3	150,791,844	480,728,899
R 4	148,682,753	473,459,922
R 5	154,190,706	491,607,133
R 6	154,704,718	516,027,022
年 度	特定入所者介護サービス等費	高額医療合算介護サービス費
R 2	734,351,272	92,894,409
R 3	561,799,083	66,709,926
R 4	430,937,899	77,424,912
R 5	425,434,709	74,088,688
R 6	420,830,756	84,324,413

(5) 指定事業者の状況

(令和7年4月1日現在)

区分	サービスの種類	指定事業者数
居宅サービス等	居宅介護支援	67
	介護予防支援（地域包括支援センター）	8
	介護予防支援（地域包括支援センター以外）	3
	訪問介護	63
	訪問入浴介護	5
	訪問看護	28
	訪問リハビリテーション	7
	通所介護（デイサービス）	40
	通所リハビリテーション（デイケア）	1
	短期入所生活介護（ショートステイ）	41
	特定施設入居者生活介護	8
	福祉用具貸与	11
特定福祉用具販売	11	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2
	地域密着型通所介護	13
	認知症対応型通所介護（デイサービス）	5
	小規模多機能型居宅介護	5
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	28
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模な特別養護老人ホーム）	4
	看護小規模多機能型居宅介護	1
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	15
	介護老人保健施設	17
	介護医療院	5

※表中の指定事業者数は、呉市が指定した本市に所在するものを集計したものである。（休止中も含む。）
 ※訪問リハビリテーション及び訪問看護及びデイケアについては、申請による指定事業所のみで、みなし指定分は含まない。

4 国民年金

国民年金制度は、老齢、障害または死亡のため、所得が喪失、減少することにより生活の安定が損なわれることを防止し、健全な国民生活の維持、向上に寄与することを目的とする公的年金制度である。

長期的に安定した年金制度を維持していくために制度改正され、給付と負担の見直しや収納対策の徹底が図られてきている。平成 22 年 1 月からは社会保険庁から日本年金機構に業務が引き継がれている。

今後も、引き続き年金事務所等と協力連携し、事業の円滑な運営に努めていく。

(1) 沿革

昭 36. 4. 1 拠出制年金開始
 46. 8 拠出制年金給付開始
 61. 4. 1 「国民年金法」改正
 平 24. 8. 22 「国民年金法」改正

(2) 加入等の状況

(令和 6 年度末現在)

適用被保険者数				保険料免除等被保険者数						
総数	1号	任意	3号	総数	法定免除	申請免除 全額	申請免除 一部	若年者 納付猶予	学生納付 特例	免除率
27,767 人	17,409 人	361 人	9,997 人	8,070 人	2,507 人	2,548 人	321 人	749 人	1,945 人	46.3 %

※ 免除率は、1号被保険者数に対する免除被保険者数の割合

◎ 人権尊重

1 人権施策

世界人権宣言第1条は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。」とうたっている。また、我が国の憲法第14条は「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定めている。

従つて、人類普遍の原理である基本的人権がすべての人に保障される社会の実現こそ、市民相互の心のふれあいや「人にやさしいまちづくり」の礎である。

呉市では、呉市議会で決議された「人権尊重都市宣言」の趣旨を尊重し、人権教育・啓発及び総合的な人権擁護施策を推進するなど、「人権尊重のまちづくり」に向けて積極的な取組を行っている。

○ 隣保館

(目的) 隣保館は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づいて設置された社会福祉施設で、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のため各種事業を総合的に行うことを目的としている。

名称	所在地	敷地面積	建物面積	開設年度	延利用者数	
					令和5年度	令和6年度
山の手会館	山手2丁目2番1-101号	1,067.8 m ² (市営住宅と供用)	710.32 m ²	昭和33年	13,176 人	12,820 人
皆実会館	仁方皆実町1番11号	737.35 m ²	704.12 m ²	昭和41年	9,380 人	5,128 人
広会館	広白岳3丁目6番34号	1,333 m ²	401 m ²	昭和53年	6,932 人	8,466 人
かわじり中央会館	川尻町東1丁目8番15号	993 m ²	744 m ²	昭和48年	4,812 人	4,321 人
音戸会館	音戸町田原3丁目5番1号	252 m ²	313 m ²	昭和50年	2,574 人	3,120 人
蒲刈会館	蒲刈町宮盛1336番地1	573 m ²	328 m ²	平成4年	4,127 人	5,785 人
安浦会館	安浦町内海南4丁目6番21号	864 m ²	292 m ²	昭和46年	6,248 人	8,051 人
豊浜会館	豊浜町豊島3462番地の4	457 m ²	283 m ²	昭和50年	959 人	2,215 人

名称	所在地	敷地面積	建物面積	主要室名
向コミュニティセンター	蒲刈町向北刈浜3206番地1	1,513 m ²	321 m ²	和室1・和室2 和室3・和室4 集会室
豊コミュニティセンター	豊町久比字大浦2822番地8	361 m ²	206 m ²	作業室 老人室 和室1・和室2

2 人権教育・啓発

我が国においては、すべての国民に基本的人権の享有を保障する憲法のもとで、人権擁護諸施策が講じられてきた。しかしながら、今なお、人種、信条、性別、社会的身分又は門地による不当な人権侵害が存在している。また、国際化、情報化、高齢化の進展に伴い人権に関する様々な課題が見られるようになってきた。

この様な状況の中、平成12年12月、人権尊重の精神の涵養と普及を行う諸活動（人権教育・啓発）を積極的に推進することにより、人権の擁護に資することを目的とする「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が成立し、平成14年3月には同法に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」が制定された。

呉市では、法の理念に則り、平成15年3月策定の「呉市人権教育・啓発推進指針」にもとづき、様々な人権に関する課題の解決に向けて積極的に人権教育・啓発を推進することにより、市民一人ひとりの人権が尊重される地域社会づくりをめざしている。

○ 人権啓発講師派遣

(派遣回数・受講人数)

年度	対象	地域住民	企業関係	行政関係	その他	総計
令和3年度		15回	11回	2回	8回	36回
		610人	147人	45人	537人	1,339人
令和4年度		21回	18回	16回	5回	60回
		716人	229人	433人	910人	2,288人
令和5年度		25回	14回	16回	15回	70回
		952人	304人	280人	1,369人	2,905人
令和6年度		36回	24回	12回	18回	90回
		1,064人	548人	350人	1,392人	3,354人

3 人権相談

人権相談日（第2火曜日）10:00～15:00

人権擁護委員による、人権侵害に関する相談

(相談日以外でも、人権・男女共同参画課職員が、相談に応じている。)

相談件数

区分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人権擁護委員による相談		3	4	2	2
人権・男女共同参画課職員による相談		15	16	16	12
計		18	20	18	14

4 犯罪被害者等の支援

呉市では、平成16年に「呉市犯罪防止による安全なまちづくり推進条例」を制定して、誰もが安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進してきた。また、犯罪被害者等に対しては、相談窓口の設置等により関係機関と連携して支援に取り組んできた。

しかしながら、犯罪被害者等は生命や身体への直接的被害だけでなく、心身や経済的な問題等、様々な二次的被害に苦しめられている。こうした犯罪被害者等の置かれた厳しい状況を踏まえ、一日も早く平穏な日常生活を取り戻すため、地域社会全体で支援し、関係機関と連携した実効性ある施策を総合的に推進していくため、平成28年4月1日に「呉市犯罪被害者等支援条例」を施行した。

(1) 支援施策

(ア) 相談及び情報の提供等

犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行う。このため相談等総合窓口を開設。

(イ) 民間団体への支援

民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものに対して、その活動の促進を図るため、情報提供、助言その他の必要な支援を行う。

(ウ) 広報及び啓発活動の推進

犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮及び犯罪被害者等への支援の重要性について、市民及び事業者が理解を深めるよう必要な広報・啓発活動を行う。

(エ) 住居の提供

犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図るため、一時的な利用に係る市営住宅の提供及び入居支援を行う。

(オ) 犯罪被害者見舞金の支給

社会の連帯共助の精神から、犯罪被害者見舞金の支給を行う。

名 称	金 額	要 件	対 象	令和6年度までの 累積実績
傷害見舞金	10万円	全治1か月以上の傷害	被害者本人	7件
遺族見舞金	30万円	死亡	被害者遺族	2件